

# 18世紀末葉のスペイン領フィリピン

— マニラ市の「パリアン再建」建議をめぐって —

菅 谷 成 子

## はじめに

スペイン領フィリピンの歴史は、1565年、初代総督となったミゲル・ロベス・デ・レガスピ（在任1565-72年）がフィリピン諸島中部、ビサヤ地方の中心、セブ島のセブに砦を築き、植民者のための居留地を開いた時に始まった。しかし、スペインによる本格的な植民地統治の開始は、1571年、恒久的な植民地首府となった「マニラ市（Ciudad de Manila）」<sup>1)</sup>が設置されて以降のことである。いずれにせよ、スペインはフィリピン諸島を、米西戦争後、1898年12月10日に締結したパリ条約によってアメリカ合衆国に有償譲渡するまで、約330年の長きにわたって支配した。<sup>2)</sup>

この間、フィリピン諸島を取り巻く内外の情勢によって、スペインは、幾度かその支配を揺るがす危機を経験した。その最大のものは、まさしくスペインがフィリピンを手放すという結果を導いたという点で、19世紀末葉の「フィリピン革命」であった。しかしながら、それを別にすると、ヨーロッパの七年戦争に関連してイギリスが、1762-64年の足掛け2年であったとはいえ、植民地首府マニラを占領し統治したことが、300年以上に及ぶスペインのフィリピン支配のなかで最大の危機であったと言えよう。

イギリスによるマニラ占領は、図らずもスペインのフィリピン統治の脆弱性を露呈し、スペイン人をして、早急に植民地支配体制の強化に取り組む必要を認識させる契機となった。なかでもスペイン領フィリピンの防衛、具体的には、

首府マニラ、とくに総督府、マニラ大聖堂、マニラ市会庁舎など、支配の中枢を擁する「マニラ市」すなわちイントラムロス＝城壁内の防衛力の強化は急務であった。

バスコ総督（在任1778-87年）は、イントラムロスの周囲に外濠あるいは対壕（*contrafoso*）を新たに設置するとともに、無人の緩衝地帯を創出することで、首府マニラの防衛機能を強化し、イギリスの再侵攻に備える策を採った。具体的には、イントラムロスに隣接する諸地区にあった住居をはじめとする建物を取り壊し、それらの地区の住民を丸ごと他所に移転させたのである。

その結果、「パリアン」または「アルカイセリア（絹市場）」と呼ばれ、その当時、イントラムロスの東側に隣接して設けられていた中国人の指定居住区かつ商業の中心地も破壊され、抛擲されることになった。そこで、バスコ総督は、旧来のパリアンに代わる商業中心地として、1783年、イントラムロスに新たなパリアン（アルカイセリア・デ・サン・ホセ）を建設し、157名の中国人小売り業者を入居させた。<sup>3)</sup>

これに対して、マニラ市（市会；*Cabildo/Ayuntamiento*）は、これらの一連の首府防衛機能強化策が、かえって植民地の人々の利益と安全を損なう不適切なものであると批判した。その要点は、バスコ総督が、本国の許可をえずに、この度の防衛機能強化策を実施にうつしたこと、それによって治安が悪化する一方、マニラ市民の日常必需物資の入手が困難になったこと、さらに、イントラムロスに中国人を多数抱えるのは危険であるとともに、パリアンの取壊しが中国人の周辺各地区への分散を招き、治安上も問題が生じるという点にあった。

このような意見書や請願書等がスペイン本国に送られた結果、国王は、1790年5月14日付けで「パリアンを再建すべし」とする勅令を発した。<sup>4)</sup>しかし、この勅令に基づくパリアンは、結局、再建されることはなかったのである。その一方、アルカイセリア・デ・サン・ホセは、1860年に至るまで存続した。<sup>5)</sup>

ここでは、マニラ市の意向に沿った勅令が出されたにもかかわらず、パリアンの再建が実現しなかった点に着目して、その経緯を、スペイン植民地統治文書に基づいて明らかにする。それによって、スペイン本国と植民地フィリピン

との関係がいかなるものであったのかを、マニラ市とフィリピン総督の関係、その関係のなかで中国人がどのような位置を占めていたのかを軸に検討し、18世紀末葉から19世紀初めのスペイン領フィリピンにおける統治のあり方を理解する手掛かりとする。

## 1. スペインのフィリピン支配と中国人

スペイン領フィリピンは、1571年以来、実質的にスペイン本国との唯一の通信手段でもあった、太平洋を隔てたヌエバ・エスパーニャ副王領（メキシコ）とマニラとを結んだ大型帆船、いわゆるマニラ・ガレオン船の定期運航によって、その存在が支えられていた。スペイン人の経済生活は、生糸や絹織物などのアジアの商品を新大陸の銀と交換することを基本的な内容とするマニラ・ガレオン貿易の利潤によって支えられ、植民地の財政もまた、マニラ・ガレオン船がヌエバ・エスパーニャ副王領からもたらす赤字財政補填金（situado）なしには立ちゆかなかったのである。<sup>6)</sup>

マニラ・ガレオン貿易を支えたのは、メキシコへの中継輸出品として不可欠な生糸、絹織物、陶磁器などをもたらした中国人貿易商による福建-マニラ間の中国帆船貿易であった。一方、スペイン人の日常生活もまた中国貿易帆船に便乗してきた多数の小売商人や職人らが提供する各種のサービスに依存するものとなった。スペイン世界と中国世界における金銀交換比率の差を背景に、17世紀中葉に至る中国帆船貿易の最盛期には、貿易シーズン中、2万人以上の中国人がマニラおよびその周辺に居住するなど、支配者であるスペイン人の人口を遥かに上回る中国人がフィリピン植民地に存在した。さらに、これらの中国人は、フィリピン総督府に、関税、貢税、居住許可税（バスコ総督時代に人頭税となった）収入をもたらす貴重な財源でもあった。

その一方、スペイン人は、これらの中国人を、一般に前者の人口を凌駕する理解不可能な異文化集団と捉え、植民地の安全への潜在的脅威であると認識した。そのため、スペインの中国人政策の眼目は、「財源としての中国人」と

「植民地の安全」との間でいかに折り合いをつけて、彼らを利用するかであった。具体的には、中国人に対する移動・居住の制限とそれと密接に関連していた税制による管理統制策、および、カトリックへの改宗を柱とする同化策であった。<sup>7)</sup>

スペインの中国人政策の要として機能した装置は、1581から82年にかけて設置された商業センターかつ中国人指定居住区「パリアン」であった。これは、本来、関税徴収の便宜をはかるために設けられた施設であった。しかし、福建ーマニラ貿易の隆盛とともに、急速に増大するマニラの中国人人口を背景に、1590年代以降、非カトリック教徒あるいは単身の中国人を収容する施設として、その治安維持の機能が強調されるようになり、さらにパリアン設置の主たる目的が治安維持のためであったと認識されるようにもなった。

この間、スペイン人が中国人の存在を現実的な脅威として認識した事件もあった。それらは、1574年の中国人海賊林鳳のマニラ襲来、93年の中国人漕手によるゴメス・ペレス・ダスマリニャス総督の殺害およびそれに関連する福建官憲の来島、1602年の福建官憲の来島と翌年の中国人蜂起・虐殺事件、39年のラグナ州カランバにおける中国人労働者の蜂起に端を発する中国人虐殺事件、台湾に根拠地を築いた鄭成功による62年の招諭事件などである。<sup>8)</sup>

これらの事件が、実際にスペインのフィリピン支配を揺るがすことはなかったものの16・17世紀を通じて、マニラのスペイン人がこれらの事件に関して本国に提出した報告書、請願書や建議書などを通して、彼らはもとより、本国のスペイン人の間にも中国人の「脅威」という言説が定着していったものと思われる。

## 2. バスコ総督によるパリアンの破壊とアルカイセリア・デ・サン・ホセの設置

スペインのフィリピン諸島経営は、マニラ・ガレオン貿易に依存するものであったが、18世紀中葉までには、太平洋は、イギリスの海上活動の活発化によっ

て、すでに「スペインの海」ではなかった。それゆえ、ガレオン船の航海上の安全も確保されなくなり、マニラ・ガレオン貿易の運営にも困難を来すようになっていた。<sup>9)</sup> また、マニラ・ガレオン貿易のもたらす利潤も一部の有力なスペイン人のみが享受するところとなり、その利益に与れない多数の困窮したスペイン人の不満が高まっていた。その一方、フィリピン諸島における農・産業や資源開発はなおざりにされたままであった。

アランディア総督（在任、1754-59年）は、植民地経済の主導権をスペイン人の手に取り戻し、困窮したスペイン人に経済機会を提供するため、1755年に非カトリック教徒中国人の追放を断行した。その結果、マニラ貿易のために福建から来航し、貿易シーズンのみ滞在する非カトリック教徒の中国人貿易商人、それに附随する小規模な商人、乗組員などは、イントラムロスの対岸のバシグ川河口付近に、新たに設置されたアルカイセリア・サン・フェルナンドに隔離・収容され、原則的に貿易シーズンの終了後、帰国させられることになったのである。この方針は、その後、半世紀以上にわたってスペイン領フィリピンに居住する中国人人口を抑制するものとして機能した。<sup>10)</sup>

その後、ラオン総督（在任1765-70年）およびアンダ総督（在任1770-76年）の下で、イギリスのマニラ占領時にイギリスに協力したという理由によって、在住中国人は、ほぼ全員追放された。その後、バスコ総督の着任までの約10年間にわたって、事実上、中国人移民の流入は途絶した。<sup>11)</sup>

バスコ総督は、植民地フィリピンにおける「ブルボンの改革」を徹底する任務をおって来島した。<sup>12)</sup> その骨子は、スペインのフィリピン経営をマニラ・ガレオン貿易への依存から脱却させ、植民地の財政を自立させること、さらに、フィリピン周辺海域において海上活動を活発化させていたイギリス——増大するイギリスの脅威に対応するため、植民地の防衛力を強化することであった。<sup>13)</sup>

バスコ総督は、増大するイギリスの脅威から首府「マニラ市」、すなわち、イントラムロスを防衛するための具体的な施策を実施にうつした。その一つがイントラムロス周囲の壕を拡張・整備して、外濠あるいは対壕を新たに築く事

業であった。また、それに関連して、イントラムロスに設置された大砲の着弾距離以内、すなわち、周辺1,500バラ（約1.25キロメートル）以内の地帯を無人化して広大な空き地を創出し、外敵の侵入に備える緩衝地帯とすることであった。<sup>14)</sup> これによって、イントラムロスの東壁に隣接したディアオ、サン・アントンおよびサン・ミゲルの集落は、住民ごと移転させられた。ディアオは、イントラムロスの南西、現在のバコへ、また後二者は、パシグ川の右岸に移った。<sup>15)</sup> パシグ川の対岸に位置するピノンドもまた将来的には移転あるいは消滅することが見込まれていたが、実際には、この後、植民地経済の中心地として急速に発展することになった。<sup>16)</sup>

緩衝地帯を創出する方針の下で、パシグ川とイントラムロスの東壁沿いの壕に挟まれた土地にあった「パリアン」も例外ではなかった。パリアンは、1581-82年の貿易オフシーズンに、当時の「マニラ市」の市域内に設置されて以来、その位置に変遷があったが、17世紀中葉以降は、一貫してイントラムロス東壁沿いの壕に面した地にあった。イントラムロスは、食糧を含めた日常生活物資の供給を、その東壁に設置されたパリアン門と橋によって結ばれたパリアンに頼っていた。

バスコ総督は、1783年2月26日付けで、布告（bando）を発して、パリアンが外濠設置の障害となるとの理由で、その取壊しに着手した。具体的には、パリアンのイントラムロスに面している店舗列から順に1列ごとに無人化しながら、徐々に取り壊す方針がとられた。最初の取壊し対象となった店舗列は、布告の公布後、20日以内に明け渡すことが要請され、それに従わない場合は、50ペソの科料が課されることになった。次に対象となる店舗列の明渡し期限は、1ヶ月と設定され、それに従わない場合は、同様に50ペソの科料を課すこととされた。バスコ総督は、このようにして、パリアンのすべての店舗が消滅するまで、店舗列ごとに明渡しを行わせ、所期の目的を達しようとしたのである。<sup>17)</sup>

その一方、バスコ総督は、同年、取壊し対象のパリアンに代わる新たな物資供給の中心として、イントラムロスのマボロ地区に、アルカイセリア・デ・サ

ン・ホセ（パリアン・デ・サン・ホセとも言及される）を設置した（10月1日、竣工。店舗数 216）。総督は、アルカイセリアに157人の中国人商人を入居させ、10月7日より店舗営業が開始された。この措置について、バスコ総督は、同年12月16日付けのスペイン国王への書簡で、事後報告として、アルカイセリアの平面図や側面図を付して、次のように説明した。すなわち、アルカイセリアをイントラムロスに設ける理由は、1）旧来のパリアンに代わるイントラムロスへの食糧供給の拠点を設置するにあたって、マボロ地区をおいてほかに適切な場所がない、および、2）中国人は、従来（城壁の外）のパリアンにおいて食糧や必需物資の供給に携わってきたが、イントラムロスにおいてこそ、より適切に彼らを管理することができる、という二点であった。バスコ総督によれば、首府の城塞化を進めて防御を固めるという最優先課題の下では、旧来のパリアンを取り壊さざるをえず、それに代わる新たな食糧・必需物資の供給地を設置するという困難な課題を解決する唯一の方法が、イントラムロスにアルカイセリア・デ・サン・ホセを設置することであった。<sup>18)</sup>

また、バスコ総督には、1771年の地震以降、多数のスペイン人が安全かつ快適な住空間を求めてイントラムロスを脱出し、パシグ川対岸のピノンドなどの郊外（アラバーレス）に住居を移転している状況に鑑みて、手段を講じてイントラムロスに住民を呼び戻し、その復興を進めようという意図もあった。<sup>19)</sup> 総督は、アルカイセリア・デ・サン・ホセ設置の利点として、イントラムロスの住民が食糧や日常必需品を入手するために、わざわざ城壁外、すなわち、エストラムロスに赴かなければならない不便を解消できると指摘している。さらに、確実に、アルカイセリアを商業のあるいは物資供給の中心として発展させるため、城壁外を含めて、その他の場所での小売り店舗営業を禁止していると述べている。<sup>20)</sup>

スペイン国王は、バスコ総督の報告や「マニラ市」のバスコ総督の措置に対する抗議の請願書などをうけて、1785年9月25日付け勅令（Real Órden）を発して、総督、王立司法行政院（Audiencia）、王立商業審議会（Consulado）、マニラ大司教、司教座聖堂参事会、マニラ市に対して、改めて、それぞれの立

場からこの問題についての所見を提出するように要請した。また、バスコ総督に対しては、とくにアルカイセリアに設置された店舗や家屋の所有者、それらの建設費用、およびアルカイセリアの外壁の費用、およびその出所についても報告するよう求めた。<sup>21)</sup>

また、勅令は、バスコ総督が「法令に反して本国における審査の手順を踏まえ、国王の事前の許可を待たずに、アルカイセリアの建設という、慎重な検討を重ねるべき、かつまた深刻な結果をもたらしうる事業を実行にうつした」として指弾している。この点に鑑みて国王は、バスコ総督に対し、この勅令の受領後、3日以内にアルカイセリアの中国人商人をイントラムロス外に追放するよう命じた。また、いかなる口実の下でも、彼らがイントラムロスに夜間とどまることを許してはならない。さらに、適切な猶予期限を設定し、アルカイセリアを追放された中国人が、その間にイントラムロスの外で商品を売り捌けるような措置をとり、中国人による小売業の禁止を実効あるものとする。同時に、中国人の定住人口を少人数に限り、特定の場所に居住させ、彼らが地元住民に害をおよぼさないよう、また、これ以外の中国人を受け入れないようにし、これらに違反する中国人は、厳しく罰した後、フィリピンから追放する。また、明け渡されたアルカイセリアについては、圧力をかけたり暴力的な手法によらずに穏健な方法で、スペイン人、インディオ（諸島住民）、メスティーン（混血の住民）を入居させるよう努力しなければならないとされた。<sup>22)</sup>

バスコ総督の本国への報告によれば、勅令に従って、その受領から3日以内に、すなわち、翌年7月8日にアルカイセリアに導入した157名の中国人の追放が実施された。これらの中国人は、その当時、各地に分散して居住していたその他の427人の中国人とともに、トンド州の長官（コレヒドール）の管理の下で、イントラムロスに設置された大砲の着弾距離内に位置するビノンド、サンタ・クルス、トンドに集められた。ただ、総督府は、中国人専用のプエブロ（町、行政単位）を設置する任務を負っているとされたが、そのための資金が足りないため、当面は、これらの地区の住民に害をおよぼしたり、小売業に従事することのないように監視されることになった。



また、総督は、明け渡されたアルカイセリアの空間を埋めるために、スペイン人、インディオ、メスティーソがアルカイセリアに入居できるように布告を発布した。これに関連して、アルカイセリアに設置された住宅の所有権や、その外壁も含めた建設費用が明らかにされた。アルカイセリアは、アントニオ・トビアス（陸軍中佐）、アントニオ・マドリガル（ビリャメディアナ侯）、ニコラス・フェリペ・ロドリゲス（王立倉庫主任管理官）の3名の所有にかかるものであった。彼らは、それぞれに個人的な資産を投じ、その総額は4.8～5万ペソに上った。トビアスとマドリガルは、アルカイセリアに114の店舗と1棟の集合住宅を設置し、ロドリゲスは、94の店舗および8棟の集合住宅を建設した。<sup>23)</sup>

### 3. マニラ市の対応 — 1787年1月2日付け上申書

マニラ市は、バスコ総督によるイントラムロス防衛強化策の推進、その一環として一方的に実施されたパリアンの抛擲とアルカイセリア・デ・サン・ホセの設置に接して、スペイン本国に訴え、バスコ総督に対して抗議した。さらに、マニラ市は、1785年9月25日付けの勅令に従って、パリアンの破壊とそれに代わるアルカイセリア・デ・サン・ホセの設置に関して、87年1月2日に代表者7名が出席して会合を開き、それに基づいて、国王に上申書を提出した。

マニラ市は、アルカイセリア・デ・サン・ホセの開設がマニラの住民に多大の不利益をもたらしたとして強硬に反対し、元の場所にパリアンを再建するようスペイン国王に上申した。その内容は以下のようであった。<sup>24)</sup>

まず、破壊されたパリアンは、17世紀以来、イントラムロスの東側のパシグ川沿いに位置し、イントラムロスからもパリアン門を通じて連絡されていた。イントラムロス対岸の人口密集地であるピノンドやサンタ・クルスには多数のインディオやメスティーソが住んでいるが、スペイン市民もその多くがイントラムロスを出てこれらの地区に居住している。このような状況が商業にも活気を与えており、旧パリアンからは、グランデ橋（現在のジョーンズ橋にあたる）

を通じて商品の運搬も便利に行えた。パリアンでは、あらゆる必需品、商品、また職人も見いだされ、これ以上、マニラにふさわしい食糧、必需品、サービスの供給地は他には存在しえず、不便が感じられたことはない。

たとえば、1639年の中国人の蜂起事件後、コルクエラ総督（在任1635-44年）は、パリアンをバシグ川の対岸に位置するバイバイに移転させたが、イントラムロスからは不便であった。マニラ市は、パリアンに共有財産（propios）として建物を所有し賃貸料収入があるので、国王に要望して、元の場所に再建するよう請願した。その結果、ディエゴ・ファハルド総督（在任1644-53年）の下で、42年の火事でパリアンが消失したのを機に、マニラ市の希望通り、移転前の位置にパリアンが再建された。それ以降、バスコ総督による取壊しまで、その位置に変更はなかった。

しかるに、バスコ総督は、1783年2月26日付けで突然に布告を発して、国王の承認を受けずに、またマニラ市の意向を考慮することなく、首府防衛機能強化計画を変更し、外濠工事に取りかかり、必要もないのにパリアンを破壊し始めた。また、イントラムロスの周りを緩衝地帯とする政策は、マニラ市と周辺の地区を夜間に往来する場合などに、窃盗や強盗、殺人を誘発するなど、治安を悪化させた。

パリアンには、スペイン人、メスティーン、インディオ、中国人を含めて約4,000人が居住していたが、これらの人々は、いっさいの商品、家財道具、食糧などと共にパリアンを追い出され、放浪しなければならなかった。一方、マニラ市民にとっても必要物資を求めて、サンタ・クルス、ピノンドまで出向かなければならず、また広範囲に店舗が散在して目指す物品を探すのも難しく、物価も高騰した。

他方、イントラムロスに設置されたアルカイセリア・デ・サン・ホセは狭隘で、従来のパリアンで見出された商品やサービスの全てを収容できるものではない。その上、アルカイセリアへの商品搬入・搬出口は一ヶ所しかなく、ピノンド方面からは、パリアン門から城壁とサン・ファン・デ・ディオスおよびサン・フランシスコ修道院の間の狭い路を通るもので、混雑して非常に不便であ

る。また、商品の搬入に手間がかかるため、商品の値段も割高になっている。

さらに、多数の中国人——スペイン人とは全く異なる、過去に何度もスペイン人に反抗してきた民族がイントラムロスに存在する不都合を常に考慮する必要がある。たとえば、1603年の中国人蜂起の際は、多数の中国人がマニラを混乱に陥れ、城壁にはしごをかけてよじ登る奇襲をかけ、多数のスペイン人が果敢に戦うなかで命を落とした。さらに、イギリスのマニラ占領時にも中国人が反乱するなど、他にも同様の事件があった。また、エストラムロスにおいても、かつてパリアンに居住していた多数の人々が分散している。

バスコ総督が抛擲したパリアンは、マニラ市の共有財産であり、1783年から支払われていないパリアンの賃料は、1年分が4,951ペソとして、4年分で合計19,804ペソに上っている。マニラ市が被った損害や国王の財政支出（旧パリアンの未払分の賃料肩代わり）を考慮に入れ、パリアンの再建を要望する。パリアンは以前から、火災などで一瞬にして破壊される資材で建築されており、石造の教会などと異なって、首府防衛にいささかも障害とならないのである。また、現在、商人あるいは職人を問わず、各地に分散している人数にして1,500-2,000人程度の中国人をパリアンを再建して1ヶ所に集めることで、マニラ市は「もっとも器用かつ勤勉で、仕事能率が高く、必要な日常生活物資、あるいは、その他の品物であれ、素早く提供してくれる」中国人のサービスを楽しむだけでなく、賃料を確実に徴収できる。また、植民地の治安維持という国王の意向にもなっている。さらにこれらの中国人に課せられている一人当たり6ペソの人頭税の納入が円滑化され、たとえば、中国人人口を2,000人として12,000ペソを王室財政に寄与させることができるのである。

以上が、マニラ市が本国に提出した上申書の内容である。そこから次のような点が指摘できる。

まず、マニラ市が旧来のパリアンがスペイン人の経済生活にとって非常に便利なものであったと指摘している点であるが、これからは、すでに多くのスペイン人がマニラ市民であっても、イントラムロスを脱出して、対岸のピノンドやサンタ・クルスで生活していることが垣間見える。このことは、バスコ総督

がイントラムロスを都市空間として復興させるために、その経済の活性化に努力しなければならなかったことの証左にもなる。それは、ある程度の成功を収めた。マニラ市は、実は上申書で、アルカイセリアの商業中心としての種々の欠点にもかかわらず、商業活動が順調に発展していることを認めている。バスコ総督が、中国人はもとより、スペイン人、インディオ、メスティーツを問わず、エストラムロスにおいて小売り店舗を開設することを抑圧したことが功を奏したのである。

次に「ブルボンの改革」を標榜するバスコ総督を頂点とする植民地官僚、総督府と都市自治体であった「マニラ市」との対立があったことが指摘できる。バスコ総督は、マニラ市の意向を全く無視して、外濠工事に着手し、さらにパリアンを破壊し抛擲する政策をとった。マニラ市は、総督府に対して何度も抗議の申し入れや請願をしたが全く聞き入れられなかったとしている。おそらく、バスコ総督には、マニラ市の都市自治体としての活動を支える「財源を断つ」という意図があったと思われる。また、これは同時に総督府の財源ともなる中国人をいかに管理するのかという問題とも関連すると考えられる。

第三に、マニラ市が、中国人の有用性を説きつつも、過去における中国人蜂起事件に言及し、治安の面から、イントラムロスにアルカイセリアを設置することの危険や、中国人が各地に分散することの不都合を指摘している点である。これに関しては、後に検討することにする。

#### 4. 1790年5月14日付け勅令 (Real Cédula)

スペイン本国では、1785年9月25日付けの勅令に基づいて、各方面から提出された所見や意見を集成し、インディアス枢機会議において詳細な検討が加えられた。その結果、1790年5月14日付けで、バスコ総督の後任であったベレンゲール・デ・マルキーナ総督 (在任1788-93年) に対して勅令が発せられた。<sup>25)</sup>

その要点は、総督が、マニラ市と協議の上、旧来のパリアンを敵 (イギリスなど) の侵入の際には、ただちに取り壊せるような建築材で再建するが、その

際、1783年のパリアンの破壊がマニラ市の共有資産に与えた損害を算定して、その被った損害の埋め合わせをするべく、それに見合う用地をあてがうというものであった。また、パリアンの再建がなるまでの間、中国人は、トンド州長官の管轄下の適当と思われる場所、あるいは、その他の治安上より安全とみなされる地区に居住させるとした。また、中国人が夜間にイントラムロスに入ることを禁止するとともに、昼間であっても、登録せずに入城することを許さないこととされた。

このように、その内容は、基本的にマニラ市の強い意向にそったものであり、この後のマニラ市の「パリアン再建」を支えるものとなった。しかし、その内容を子細に検討すると、各方面からの意見を総合的に判断したものであったということがわかる。この点に関しては、従来、あまり注目されることはなかったが、その意味で、1785年9月25日付けの勅令とは様相を異にしている。

たとえば、農業、礦業、その他の有用な職業に従事させるべく、それにふさわしい居住地を指定して、中国人移民を4,000人を上限として受け入れることも決定され、それ以外の〔職業に従事する〕中国人移民は受け入れず、そのような移民は、厳しく罰した後、追放されることとなっている。これは、必ずしも、マニラ市の意向とばかりは言えず、むしろ、この当時の「ブルボンの改革」に基づくフィリピン植民地の農・産業、資源開発を念頭においたものであると言える。

勅令は、さらに、パリアンの再建がなった時、あるいは、それ以前であっても、食糧や物資を供給する小売業について切迫した必要のある場合は、中国人商人が条件付きで——それ以外の中国人が特定の地に集まって居住しており、かつマニラ市の住民に害をおよぼさないこと——イントラムロスの住宅に設けられた店舗や、アルカイセリア・デ・サン・ホセにおいて、小売り業を営むことを許すとしている。

これは、バスコ総督の施策を容認するものであり、また必ずしも現実的とはいえ「小売業の禁止」という方針を堅持しつつも、実情に合わせて、少なくとも中国人のイントラムロス内での昼間の小売り店舗営業を認めるものであ

た。別言すれば、マニラ市が主張する「パリアン再建」の必要性を減じるものであった。マニラ市の立場からすると、1785年9月25日付けの勅令が、アルカイセリアに入居していた中国人小売り業者の追放を命じていたことに鑑みると、パリアンの再建が盛り込まれているとはいえ、今回の勅令の内容は、その請願内容からは一步後退していると言えよう。

## 5. マニラ市とパリアンの再建

果たして、19世紀に入っても1790年5月14日付けの勅令に基づくパリアンは再建されなかったのである。この間、たとえば、アギラール・イ・ボンセ・デ・レオン総督（在任1793-1806年）は、1804年1月31日付けの布告で、中国人に対して8日以内に全ての商品を携えてイントラムロスから出ていくよう命じるなど、必ずしも中国人に対する政策が一定していた訳ではないが、アルカイセリア・デ・サン・ホセでは引続き中国人が営業していた。

アギラール総督の布告に接して、中国人は、フィリピン総督府に対し、彼らのための居住地が設置されるまでの間、アルカイセリアに居住し続けられるよう、あるいは、夜には指定の場所に退出することを条件に、彼らがアルカイセリア内に店舗や商品などを蔵して、日中は営業できるようにと嘆願した。

この問題は、王立司法行政院のフィスカル（検察官）により検討され、同年6月14日に裁定が出た。その内容は、マニラ市の意向を実質的に無視したものであった。すなわち、イントラムロスにおいて、食糧や必需物資供給のために小売業に従事し、店舗営業することは、その地域の住民に害をおよぼさない限り、自由にできるというものであった。それゆえ、空き店舗に入居を希望する場合にスペイン人が優先されることを除いて、中国人商人は、何ら制限なしに引き続いてアルカイセリアに居住し、現状のまま店舗営業を継続できることになった。<sup>26)</sup>

一方、マニラ市は、このような事態に鑑みて、スペイン本国に対して、旧パリアンの再建、すなわち、1790年5月14日付け勅令に従ってパリアンが再建さ

れるよう働きかけをしていた。

1808年2月15日付けのマニラ市の本国に対する申立ての書面は、まず1790年5月14日付けの勅令の写しを掲載した後、次のように、ことさら中国人の「脅威」を強調した文面が続く構成となっていた。

マニラ市の設置以来、インディオや中国人による反乱を防ぐために、市内[イントラムロス]には真のスペイン人以外の居住を認めてこなかった[現実には、家事使用人などとしてスペイン人以外の人びとが居住していた(筆者)]。中国人の不実な性格は、スペイン総督府をして、これらの中国人の居住人口がある数値を超えないように厳しい政策を採らせた。また、彼らを集めてパリアンに居住させ、厳格な警察力の下におき、夜間はイントラムロスに留まらせないようにしていた。このような方針は、バスコ総督がパリアンを破壊し、イントラムロスにアルカイセリアを設置した時まで行われていた(下線、筆者)。<sup>27)</sup>

この申立ては、さらに1790年5月14日付けの勅令によるパリアンの再建が困難に直面しているため、マニラ市の怨嗟の声にもかかわらず、中国人の[アルカイセリアからの]追放は進まず、それどころか、彼らは、アルカイセリアの外部にまで進出して店を開こうとしたと述べている。具体的には、1804年6月の王立司法行政院の裁定の結果、中国人は、アルカイセリアのみならず、イントラムロスにある他の店舗付きの住宅をも占有し、さらに、1790年5月の勅令で定められた4,000人を上限とする人数制限も急速に突破する勢いである。そのため、地元住民は恒常的に不実な外国人[中国人]に圧迫され、混乱を招く結果をもたらしていると指摘している(下線、筆者)。

マニラ市の申立ては、スペイン本国に対して、フィリピン総督が1790年5月の勅令の実施——パリアンの再建、に取り組むべく、適切な勅令を発するよう要求している。また、断固として、中国人をアルカイセリアから追放すると同時に、追放された中国人がイントラムロスに居住するのも認めないとした。また、再建されるパリアンでは、中国人に対して、旧来と同様の警戒体制がとられるとした。<sup>28)</sup>

ここに見られるマニラ市の論理をまとめてみると、1) 中国人は、植民地の安全を脅かす可能性があり、警戒すべき存在であるため、制限的な対応策をとる必要がある、それゆえ2) 中国人が、アルカイセリアおよびイントラムロスに居住したり店舗営業することを認めないこと、3) パリアンを再建するのが得策であること、となろう。

スペイン国王は、マニラ市の申立てを受けて、インディアス枢機会議で検討した結果、1816年3月16日付けの勅令を発した。それは、1790年5月14日付けの勅令の遵守を要求し、かつ全体として中国人に対する警戒を比較的強く打ち出すものであった。その意味で、マニラ市の申立てがある程度の成功をおさめた例と言えよう。具体的な内容は、おおよそ次のようであった。

1790年5月の勅令を厳格に実行すべきであることに照らして、中国人は、パリアンが再建されるまでの間、アルカイセリア・デ・サン・ホセまたは公共の治安を害さないその他の場所で居住し、店舗を開き、小売業に従事することを許すが、いかなる理由があっても、イントラムロス [の他の場所] での店舗営業や居住は禁じる。その一方、イントラムロスであれアルカイセリアであれ、あるいは中国人が居住している、その他のいずれの場所においても、スペイン人、インディオ、メスティーソが食糧や必需品供給のために小売業に従事し、店舗を開くのは自由とする。

さらに、中国人の動静を厳しく監視し、彼らを農業、礦業、その他の熟練作業に従事させる。フィリピン総督は、マニラ市と協議の上、パリアンを再建するが、建設にあたっては、必要に応じてすぐに破壊できるような方式をとる。また、再建されるパリアンにおいては、旧来のパリアンでと同様に中国人に対する警戒を怠らない。さらに、これらの中国人について、各人の宗教、職業、婚姻状況および、その他の植民地の利益あるいは維持にとって必要な情報を記載した登録簿を作成するというものであった。<sup>29)</sup>

しかし、この勅令をもってしてもパリアンの再建はならなかったのである。



## 6. 中国人の「脅威」の背後

マニラ市は、バスコ総督がパリアンを破壊し、イントラムロスにアルカイセリアを設置したことに対して、市民生活の利便性の点からのみならず、中国人の「脅威」に基づく植民地の治安維持上の懸念を示して、その非を唱え、パリアンの再建を建議した。しかしながら、1790年5月、スペイン本国からマニラ市の意向にそった勅令が出されたにもかかわらず、パリアンの破壊から30年以上を経ても、その再建がならなかった。

それはなぜであろうか。一つには、当時のスペイン植民地フィリピンにおいて、中国人の「脅威」が必ずしも切迫していなかったと考えられる。

バスコ総督がパリアンを破壊した1783年当時は、79年の中国人移民の再受け入れ開始から間もない時期であった。その当時、イントラムロス周辺に居住した中国人は、その多くがカトリック教徒で、その人口は18世紀末葉においても、おそらく2-3,000人規模であったと思われる。たとえば、中国人（旧パリアン）教区、すなわち、イントラムロス周辺の中国人カトリック教徒の司牧を担当していたアグスティン・デル・ロサリオ神父は、1794年3月において教区に所属していた中国人信徒を1,347人と報告している。<sup>30)</sup> 19世紀に入り、在住中国人の人口は次第に増大したとはいえ、1830年頃までは4-5,000人規模であった。

この数値は、マニラ・ガレオン貿易の最盛期であった17世紀前半、前後2回にわたる大規模な「中国人蜂起・虐殺事件」が起きた当時、マニラおよびその周辺に滞在する中国人が2-3万人に達していたことと比較すると、その10分の1から4分の1程度であったと言える。さらに「事件」当時は、福建から来航した貿易商人、それに附随する商人や乗組員などの季節滞在者と、移民やその他の長期滞在者がカトリック教徒あるいは非カトリック教徒とを問わずパリアンに混住していた。しかし、18世紀中葉にアルカイセリア・サン・フェルナンドが設置されて以降は、季節滞在の中国人は、貿易商人、その他の小規模商人、職人、乗組員などを問わず、原則的にアルカイセリア内に隔離され、貿易期間の終了とともに全員が乗船してきた船で帰国するものとされていた。その結

果、パリアンは、中国人を中心として、スペイン人、メスティーツ、インディオの商人を含むカトリック教徒が活動する経済・商業中心となっていた。<sup>31)</sup>

それゆえ、バスコ総督の下で再開された中国人移民の受入れは、来島する中国人を、原則的に、アルカイセリア・サン・フェルナンドに隔離すべき一時滞在者でかつ非カトリック教徒と、その多くがカトリック教徒であった長期滞在者あるいは移民とに分け、それらの中国人を別々に管理するという制度的枠組によって支えられていた。もちろん、この制度による中国人の管理が万全であった訳ではない。中国人の動静把握については常に困難があり、バスコ総督を含めて歴代の総督が腐心した。しかし、これは植民地の治安維持のためというよりは、その主眼は、年額6ペソの人頭税徴収にあり、総督府財政の問題であった。<sup>32)</sup> いずれにせよ、この中国人移民受入れの制度的枠組みは、基本的に、総督府が中国人移民の宗教を問わなくなる1830年頃まで維持されていた。

以上の点から、マニラ市がパリアンの再建をめぐる、スペイン領フィリピンの過去に照らして言及した中国人の「脅威」は必ずしも当時の実情を反映していなかったと言えよう。

マニラ市がパリアンの再建にこだわった理由は、その財政にあった。バスコ総督によって破壊されたパリアンの土地、家屋や店舗はマニラ市の共有資産であった。マニラ市の財政は、パリアンからあがる賃料収入によって支えられていたといっても過言ではなかった。たとえば、1693年の史料によれば、実に歳入の8割以上を占めていたのである。<sup>33)</sup> 別言すると、バスコ総督によって取り壊されたパリアンは、マニラ市の共有資産であったが、1783年に設置された新しいパリアン——アルカイセリア・デ・サン・ホセは、3名のスペイン人が建設費を提供したため、これらの出資者の個人的資産とされ、マニラ市の共有資産ではなかったのである。

マニラ市は、都市自治体として、さまざまな事業を行ったが、18世紀末葉に、財政の悪化のため、必要な事業を行えない事情をスペイン本国に対して説明している。そのなかで、理由の一つとして、パリアンの破壊をあげている。<sup>34)</sup>

フィリピン総督府は、結局、マニラ市が1783年のパリアンの破壊で破った損

害を埋め合せる義務を負うことになった。19世紀に入っても、植民地フィリピンにおいても本国においても、マニラ市が1783年のパリアンの破壊によって被った損害、すなわち、主要な共有資産の一つを失ったマニラ市の財政の悪化をどのように補償するのかについて議論されていた。

その後、フォルゲラス臨時総督（在任1806-1819年）は、1819年11月23日、月額4レアルの店舗営業税をマニラ市の財政収入として認めた。これによって、マニラ市すなわちイントラムロスおよびその周辺の18のプエブロに設けられた中国人の経営になる店舗は、これを支払うことになった。この措置は、その後、中国人側の抵抗などもあって、必ずしも順調な徴収が行われた訳でなかったが、24年7月5日および25年4月9日付けの王立司法行政院の決議（resolución）においても追認された（1824年のマニラ市の会計報告より、歳入項目として独立して計上された）。この措置は、さらにマニラ市の要請によって、パリアンの破壊によってマニラ市が被った損害を補償する他の方法が採択されないなかで、当分の間の措置として、本国においても承認された。この結果、フィリピン総督は、この措置が、マニラ市の被った損害に見合うものであるのかを見極めるため、店舗営業税の徴収額がいくらに上るかを本国に報告する責任が負わされた。<sup>35)</sup> これによって、1783年のバスコ総督によるパリアンの抛擲に端を発した、パリアンの再建問題は一応の決着をみて、その後、これが問題となることはなかった。

## お わ り に

結局、マニラ市の主張する「パリアン再建」は、必ずしも、その当時の中国人の現実的な「脅威」を反映して建議されたものではなかった。実は、その背後には、マニラ市の財政問題があったのである。では、なぜマニラ市は、中国人の「脅威」を力説したのであろうか。おそらく、マニラ市が本国に向けて「パリアン再建」建議あるいは請願を行う際、本国においてもっとも説得力をもつ論理であったのであろう。実際、1783年当時、スペイン本国でフィリピン

問題の専門家として国王やインディアス枢機会議に助言を行っていたのは、テパ伯フランシスコ・レアンドロ・ビアナであった。ビアナは、イギリスのマニラ占領時、王立司法行政院のフィスカルとして、中国人の対英協力を目の当たりにしていた。ビアナは、バスコ総督を厳しく批難し、さらに「中国人はカトリックに改宗した者であっても偶像崇拜を行い、スペイン人に対する憎悪、総督府に対する反抗、強欲、残酷さを示し、これらの本質は、何度も繰り返された背信行為でスペイン人をフィリピン諸島から無きものにしようとしたことで証明されている」としていた。<sup>36)</sup> マニラ市が過去の中国人の「脅威」に言及したのは、故あることで効果が見込まれたのである。マニラ・ガレオン貿易体制の下で、スペイン人と中国人の間に形成された鋭い緊張を含んだ相互依存関係のなかで創造された中国人のイメージのうえに、イギリスのマニラ占領期に中国人がイギリス人に協力した事実が相まって、中国人の「脅威」が、マニラの事情に疎い本国のスペイン人に受入れやすいものとなっていたことが窺える。

また、従来、スペイン領フィリピンにおける中国人については、スペイン植民地当局との対抗関係という視角から検討されることが多かった。しかし、本稿でみたように、総督府とマニラ市の間には、緊張関係があり、中国人に対する施策にも対立があった。中国人がこれらに対して具体的にどのような対峙していたのかについては、今後の検討課題としたい。

## 註

- 1) ここに設置された「マニラ市」は、スペイン本国に起原をもつ都市自治体である。なお、本稿で単に「マニラ」と言及する場合は、一般的な地域名称としてのマニラを指す。「マニラ市」と言及する場合は、本来の「マニラ市」の範囲すなわち「イントラムロス（城壁内）」、または都市自治の主体としての「マニラ市」すなわち「マニラ市会（カビルド／アユンタミエント）」を指す。
- 2) スペインが実効的に支配しえたのは、結局、ルソン島およびビサヤ地方の低地部あ

るいは沿岸部であり、内陸部の高地や山岳地帯やミンダナオ島等の南部にはおよばなかった。

- 3) Reales Órdenes, 6 September 1784 and 25 September 1785, and Real Cédula, 14 May 1794, in *Cedulario de la insigne, muy noble, y siempre leal Ciudad de Manila, capital de estas Islas Filipinas, destinado al uso de los señores regidores que se componen su Exmo. Ayuntamiento* (Manila: Imp. de D. José María Dayot, 1836). (*Cedulario*と略記する)。

パリアンの歴史については、箭内健次「マニラの所謂パリアンに就いて」『台北帝国大学文政学部史学科研究年報』5, 1938年, および, Sonia L. Pinto, "The Parian, 1581-1762," MA thesis, Ateneo de Manila University, 1964; Alberto Santamaria, "The Chinese Parian (El Parian de los Sangleyes)," in *The Chinese in the Philippines* (Manila: Solidaridad, 1966-69), 2 vols., ed. by Alfonso Felix, Jr., vol. 1: 1570-1770, pp. 67-118 を参照のこと。

- 4) Real Cédula, 14 May 1794, in *Cedulario*.

5) 註3) の箭内およびSantamariaによる文献を参照のこと。

- 6) スペイン本国あるいはメキシコ副王領から派遣される総督をはじめとする官員や兵士, スペイン国王の勅令, その他の本国からの指示・指令などもガレオン船によってマニラにもたらされた。マニラ・ガレオン貿易については, William Lytle Schurz, *The Manila Galleon* (New York: Dutton, 1939; rpt. ed., Everyman Paperback, 1959), 赤字財政補填金については, Leslie E. Bauzon, *Deficit Government: Mexico and the Philippine Situado, 1606-1804*, East Asian Cultural Studies, ser. no. 21 (Tokyo: Centre for East Asian Cultural Studies, 1981) を参照のこと。なお, 赤字財政補填金は, 純然たるメキシコ副王領からの財政援助金と, アカプルコで徴収されたマニラ・ガレオン貿易にかかる関税の返戻り金とから構成されていた。

- 7) Edger Wickberg, *Chinese in Philippine Life, 1850-1898* (New Haven, Conn.: Yale University Press, 1965; rpt. ed., Manila: Ateneo de Manila University Press, 2000), pp. 8-9. 本書は, スペイン領フィリピンにおける中国人の役割および位置づけに関する歴史研究の古典的業績である。

- 8) これらについて日本語で読める文献として、箭内「マニラの所謂パリアンに就いて」、内田晶子「一六三九年のマニラにおける中国人暴動」『お茶の水史学』18, 1974年がある。関連する翻訳史料として、アントニオ・デ・モルガ『フィリピン諸島誌』神吉敬三, 箭内健次訳, 大航海時代叢書7, 岩波書店, 1966年, また漢文史料として, 1603年までの事件については『東西洋考』巻5, 東洋列国考 呂宋を参照。
- 9) 1743年にマニラ・ガレオン貿易船, コバドンガ号が太平洋上でジョージ・アンソンの率いるイギリス船団に捕獲されたことは, その端的な例であった (Bauzon, *Deficit Government*, pp. 74-76)。当時のイギリスの海上活動とスペイン側の対応については, Howard T. Fry, "The Eastern Passage and Its Impact on Spanish Policy in the Philippines, 1758-1790," *Philippine Studies* 33 (1985): 3-21を参照。
- 10) 拙稿「一八世紀中期のフィリピンにおけるアランディア総督の非キリスト教徒中国人の追放——中国系メスティーソの興隆の契機をめぐって——」『東南アジア——歴史と文化——』19 (1990), 26—42頁。
- 11) 拙稿「18世紀中葉フィリピンにおける中国人移民社会の変容と中国系メスティーソの興隆——対英協力中国人の追放をめぐって——」『東洋学報』76巻3・4 (1995), 61—91頁。なお, この背景には, 中国人の対英協力を罰するという意味だけではなく, アランディア総督によって示された経済の発展方向を徹底する意図があった。
- 12) スペイン本国においては, 1700年にブルボン家がハプスブルク家に代わった。その下で, 植民地も含めて, 啓蒙主義に基づく中央集権的な統治体制の確立をはかる「ブルボンの改革」が行われた。その一環として, フィリピン植民地では, 総督府の赤字財政を解消するため, 農・産業, 資源開発を行って収益をあげ, 本国に利益をもたらす植民地へと転換することが目標とされた。別言すると, マニラ・ガレオン貿易に依存した植民地経営からの脱却であった。スペイン・ブルボン朝とハプスブルク朝の統治理念の違いなどについては, Colin M. MacLachlan, *Spain's Empire in the New World: The Role of Ideas in Institutional and Social Change* (Berkeley: University of California Press, 1988) を参照のこと。
- 13) バスコ総督のフィリピン植民地経済開発については, 拙稿「バスコ総督のフィリピン植民地経済開発——中国人移民奨励と養蚕業振興策——」『南方文化』13 (1986), 47—

69頁。

- 14) Noble Ayuntamiento de Manila to the King, Manila, 2 January, 1787, in "Filipinas Sangleyes; Antecedentes que acompaño el Ministerio de Hacienda de Yndias, con la Real orden de 2 Octubre 826," *Ultramar* 607, Archivo General de Indias (AGI); Real Órden, 6 September 1784, *Cedulario*, pp.130-31; Real Órden, 5 May 1786, *ibid.*, pp.141-42; Real Cédula, 14 May 1790, *ibid.*, pp. 160-64.
- 15) Isagani R. Medina, "Beyond Intramuros: The Beginnings of Extramuros de Manila to the 19th Century: A Historical Overview," in *Manila: Selected Papers of the Annual Conferences of the Manila Studies Association, 1989-1993*, ed.by Bernardita Reyes Churchill (Manila: Manila Studies Association, Philippine National Historical Society and National Commission for Culture and the Arts, 1994), pp.50-67.
- 16) *Manila 1571-1898: Occidente en Oriente* (Madrid: Ministerio de Fomento, 1998), pp. 82-85. なお、この当時から19世紀中葉まで推進されたイントラムロス周辺を緩衝地帯とする政策によって、現在にいたるまで、イントラムロスの東側および南側は公園などの緑地となっている。
- 17) Noble Ayuntamiento de Manila to the King, Manila, 2 January, 1787.
- 18) Real Órden, 25 September, 1785, *Cedulario*, pp. 135-36; Real Cédula, 14 May 1790, *ibid.*, pp. 160-64.
- 19) Luis Merino, *The Cabildo Secular or Municipal Government of Manila: Social Component•Organization•Economics* (Iloilo: Research Center, University of San Agustin,1980), pp. 219, 221. なお、マボロ地区が遊休地であったため、アルカイセリアの設置が可能になったと思われる。
- 20) Real Órden, 25 September, 1785, in Miguel Rodríguez Bériz, *Diccionario de la administración de Filipinas: Anuario de 1888* (Manila: Imp. y Lito. de Pérez, hijo, 1884-1888), 2 vols., 1: 589. (*Diccionario*と略記する); Real Órden, 25 September, 1785, *Cedulario*, pp. 135-36. これに先立って、バスコ総督は、1782年8月14日付けの総督府令 (superior decreto) によって、中国人が小売業に従事することを禁じてい

た（拙稿「バスコ総督」, 55-56頁）。

- 21) Real Cédula, 14 May 1790, *Cedulario*, pp. 160-64; Real Órden, 25 September, 1785, *Diccionario*, 1:589.
  - 22) *Ibid.* 中国人による商業活動を抑制することは、スペイン人の主導する植民地経済の構築を目指す「ブルボンの改革」の一環でもあった。
  - 23) *Ibid.*; María Lourdes Díaz-Trechuelo, "The Economic Background," in *The Chinese in the Philippines*, vol. 2: 1770-1898, p. 30; Merino, *The Cabildo Secular*, p. 238.
  - 24) Noble Ayuntamiento de Manila to the King, Manila, 2 January, 1787.
  - 25) Real Cédula, 14 May 1790, *Cedulario*, pp. 160-64.
  - 26) Real Cédula, 16 March 1816, *Diccionario*, 1:596.
  - 27) *Ibid.*, 1:595.
  - 28) *Ibid.*, 1:596.
  - 29) *Ibid.*, 1:594-596.
  - 30) Padrones, Archdiocesan Archives of Manila.
  - 31) Noble Ayuntamiento de Manila to the King, Manila, 2 January, 1787; 拙稿「一八世紀後半における福建—マニラ間の中国帆船貿易」『寧楽史苑』34（1989）, 43頁。
  - 32) 拙稿「バスコ総督」, 57頁。
  - 33) Merino, *The Cabildo Secular*, p. 221.
  - 34) Real Cédula, 18 September 1798, *Cedulario*, pp. 197-200.
  - 35) Consejo de Indias, 16 May 1828 and 10 December 1828, Ultramar 607, AGI.
  - 36) *Ibid.*
- （附記）本稿は、平成11～13年度および平成14年度科学研究費補助金（基盤研究(C)(2)）「スペイン植民地都市マニラの歴史研究」による研究成果の一部である。記して感謝する。